

「オラビーアはルター派だ／フリーメイソンで無神論者だ」

異教徒でカルヴァン派だ／エダヤ教徒でアリウス派だ

／マキャヴェリだ／どうして彼がキリスト教徒であらうか

これは、一八世紀末に流布したとされる啓蒙的改訂を批判し揶揄した詩句の一つである。非難の的となっているパプロ・デ・オラビーアは、フランスやイタリアへの長期滞在の機会を得て啓蒙思想の強い影響を受け、ときの有力国家官僚カンボマネス伯爵の庇護を受けて一七六〇年代から七〇年代にかけてスペインで啓蒙的改訂の旗印を掲げた人物とされる。しかしオラビーアは、この庇護にもかかわらず一七七六年には異端審問所によって逮捕されて、一七七八年に「異端、破壊魔、カトリック教徒のなかの腐敗した一員」であると宣告され、宮廷からの永久追放と八年間の修道院幽閉の有罪判決を受けた。

イエズス会追放には成功したものの、オラビーアのような「非常に学識の高いフィロゾフ」(ヴォルテールはこう評した)を、異端審問所の反動の犠牲とせざるを得ないことであった。

スペイン内戦後に「スペイン精神(イスパニター)」を強調する環境に置かれたスペイン歴史学は、こうした外来の思想が移植されてカトリック的スペインの伝統が裏切られたとされる啓蒙改革期、すなわち「自由主義とフリーメイソンのベスト」が蔓延した時代にはほとんど関心を示さなかった。しかし一九六〇年代に入ると、フランスのサライエやアメリカのハーの研究に触発されて、従来の「一八世紀度み」の立場が克服されていく。そして七〇年代になって、フランコ体制の崩壊とブルボン家の王位就任(現国王フアン・カルロス一世)という状況が生まれると、ながいあいだ研究上の空白期であったこともあり、一八世紀後半の「ブルボン改革」への関心は次第に高まっていった。

そうした流れのなかで一九八八年に迎えた「カルロス二世没後二百年記念」には、スペイン政府・各省庁の後援でさまざまな展示やシンポジウムが企画され、

一方、一七六七年四月、カルロス二世の国本詔勅が公布され、イエズス会士の国外追放が断行される。その前年春の全国的な都市暴動(「エスキウーチェ暴動」)の煽動者であったとの噂が流布されていたが、この詔勅では「余の心に留め置く緊急で正当な義務による」としか述べられていない。そしてこの追放は、一九世紀に入ってから自由主義者と伝統主義者の対立が高まるなか、伝統主義的教会史家から次のように激しく糾弾される。「(追放は)ジャンセニスト、不信心者、異端者によってしばらく前から企まれていたすさまじい陰謀」であり、「ヴォルテールの理念にとりつかれた顧問官たちが国王を取り囲むようになって初めて実現した」のであった。

こうした非難の言説から窺えるように、一八世紀後半スペインの啓蒙的改訂は、ヴォルテールに代表されるフランス啓蒙思想の直接的影響を受けた改革派官僚によって遂行された反教會的・反宗教的な性格のものであると語られてきた。それが限界をもつとすれば、公的助成を受けて多くの出版物が著された。このときに文化省が組織した「カルロス三世と啓蒙」展の基調は、モラレス・モヤの解釈に代表されるものであったが、それは現在に至るまで、啓蒙的改訂をめぐる有力な議論となっている。そこで以下、彼の一九九四年の論文「啓蒙主義の回家」に依りながら、その主張を少し詳しく見ることにしたい。

まず注目されるのは、それがブルジョア的か否か、資本主義的か封建的かというこれまでの二項対立的な判断基準を避けて、啓蒙的改訂がなされる新たな社会経済的変化に対応する国家権力の強化にあったとする点である。すなわち、王権は「台頭してきたブルジョワジーを支援しなかつたし、領土支配を再生しようとしなかつた」のであり、その権力の強化を目指す必要から行政・経済・社会・文化の改革を企図した。そして国王の要請に応えるかたちで、国家権力の増大につながる社会的富の増大の方策を練ったのは、従来とは異なるエリート改革派官僚——その多くは小貴族出身の者——であった。

このように捉えるとイエズス会士の追放が、諸改革

が若干されるためには不可欠の措置であったことが明らかになる。イエズス会は、伝統的に大貴族との結びつきが強く、高等教育機関で強い影響力を持っていた。しかもその成立以来、自分たちの総長への服従を重視しており、国家教会主義（スペインでは一般に「国王教権主義」と呼ばれる）の動きにはつねに反対する立場をとった。さらに王権の恣意性を防ぐために宗教的弾圧を加える君主は弑逆できるとする「暴君放逐論」を支持しており、その政治理論は絶対君主論とは相容れなかったからである。

反対に改革派官僚は、「改革の鍵である君主」は絶対的権力をもつ必要があると認識し、同時にこの啓蒙絶対主義の実現を阻むものがイエズス会——タヌツツイはこれを「主権を蝕む蠅」であると評した——であると思なしたのである。実際に、法務大臣ロダに協力してイエズス会追放を実現したカンボマネスは、次のように「国王大権（レガリア）」を擁護していた。「統治をおこなう者にたいして国民が蜂起する……という教義は、神を冒瀆するものである。なぜならば神から聖別された者（国王）を個々の人間の判断に委ねてしまう

からである」。「……世俗の秩序における国王の活動は、至高で独立したものであり、神に直接に起因するものである」。

したがって啓蒙的改革は、国王教権主義の実現を阻むような団体・制度を抑制しようとしたのであり、異端審問制度もまたその活動を大きく制約された。だが、国王や改革派官僚が反教會的・反宗教的立場をとらなかつたことは、もはや明白である。モラレス・モヤは、次のようにスペインの啓蒙主義者が抱いていた宗教性をまとめている。「彼らは『民衆の宗教性』には同調せず、聖書やキリストそのものに向けられた。すなわち、人文主義的・エラスムス的なモデルを採用することを企図したのであり、世俗財産を有して『啓蒙』に敵対する修道聖職者には批判的であった」のである。

さらに同論文では、さまざまな国内政策を通じて政治統合が進み、国王大権が強まったことを逐一指摘しているが、ここでは省略することにしたい。

以上、モラレス・モヤに代表される最近の議論は、啓蒙改革期の教会政策・宗教政策を国家権力の強化という面から捉え直すことで、従来の過度にボレミックスペイン農村社会の振興のために規範となる村落を築くということにあった。そこでこの地域は、オラビーアの協力を得てカンボマネスが起草した新定住地域特別法（フエロ）によって律せられることになった。

では、啓蒙改革派が構想したこのモデル的農村社会はどのようなものであったかという点、当時の中間的諸団体（諸権力（土地貴族、教会、メスタ、村落寡頭支配層）の悪影響をできるだけ排除しようというものであった。貴族・平民による限嗣相続財産の設定、死手団体（教会・修道会）による不可譲渡財産の設定が禁じられた。教区付き教会は建立されるが、その他の宗教団体の設立は禁じられた。町村役職の売買や世襲も禁じられ、村落寡頭支配層の形成が阻まれた。村落の共同放牧地を畜食する移動牧畜業の特権も排除された。そして農業経営は、国王から分与された一定の耕地と共同放牧地の利用を基盤におこなう農耕と家畜飼育の結合した小農経営であるとされた。

しかし、この分数的で安定した経営をおこなう小農民は保有農民たちには、中間諸団体の圧力からの法的保護が与えられるとともに、諸規制によって資本主義

でイデオロギー的な立場から抜け出ること成功したと言えらる。しかし、こうした議論は、これまでの二項対立から離れようとするあまり、啓蒙的改革が歴史的にどのように規定され、基本的にいかなる社会的性格を帯びていたかについての考察に乏しいとの感は免れない。そうした意味で改めて啓蒙改革の社会理念を問いつ直す必要がある。

そのさいに参考となるのは、スペイン南部のシエラ・モレーナを中心とする地域に新村落を建設しようとした「新定住地域」開拓事業である。これは、一七六〇年代末から七〇年代にかけて、アラランダ伯爵、カンボマネスらの推奨によってオラビーデが総監督官となって推進されたもので、当初の外国人（主としてドイツ語圏地域から約七二〇〇人）に加えスペイン各地から多数の人種者を受け入れた。一七七六年の統計では一五の町が建設され、約二五〇〇家族がかつて山賊と狼の跋扈した地に定住していた。幾何学的に整然と築かれた首市カリリーナは、六七一家族と五二七家族をかかえるまでになっていた（図1・2を参照）。この新村落の建設は、単に荒蕪地域の開拓ということではなく、

的経営拡大の可能性も閉ざされていた。農民の分与地は分割も集積も許されないものとされ、共同放牧地をはじめとする共同体的規制・慣行は維持されるものとされたからである。しかも農民は、キリスト教教義と初等教育を義務づけられるが、「専門知識」の勉強は禁じられていた。農民たちは「国家の神経」として農耕、家畜飼育、そして手仕事に励まなければならぬ「からであつた。

こうして、家父長的・温情主義的形態のもと、没落の契機を免れた小農民は、つねにその身分にとどまり、国王への地代と租税を納める「国家の神経」としての臣民であることを求められていたのである。したがって、この事業からうかがえる啓蒙的改革の社会理念とは、中間的諸権力を抑えて、国家の基礎単位である小農民の創設・擁護をおこなうことによつて身分制社会の安定強化を目指すとしたものであつた。つまり、エロルサの言葉を借りれば、「身分制社会の合理的再編成」の試みであつたのである。

さらに、モラレス・モヤラの議論には、啓蒙的改革の立案と実施との乖離にあまり関心を払っていないと

への住民参加数は極々わずかであり、遺出された代議員職はほとんどレヒドール職への階梯としてしか機能しなかつたことが、具体的史料の検討により明らかとなる。

したがって、アンシャン・レジーム末期の歴史的動態を捉えようとするときは、政策や法令や制度に現れる諸規定・諸規範にのみ頼るならば、現実との大きな齟齬をきたしてしまうのである。最近の啓蒙的改革に対する高い評価は、あくまでもこの改革がアンシャン・レジームと称される伝統的政治社会制度の枠組み

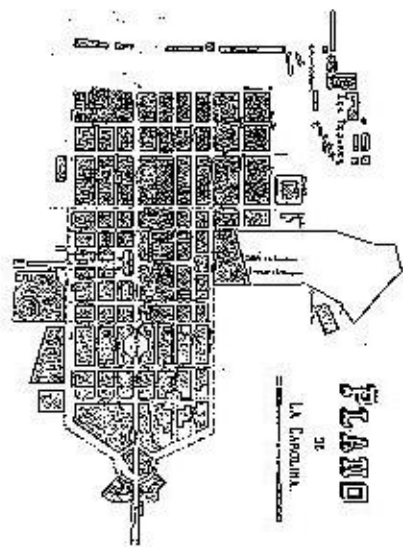


図1 カロリーナの市街図

いうくらいがある。国家権力の強化という企図はその諸改革の検討から十分にかがえるが、実際にどれほど強化されたのかという点は、はなはだ疑問とせざるを得ないからである。たとえば、諸改革の成功の事例として地方自治体改革が引き合いに出される——ギリヤモン・アルバレスらの研究を参照——が、実際の制度の運用にまで立ち入った最近の社会史的研究は、実態がほとんど既存の地方寡頭支配層の権力を削る結果には至らなかつたことを明らかにしている。

マドリッド市の場合を見ても、一八世紀半ばから市会レヒドール職の官職賃禁止令がたびたび発布されていたが、賃賃契約は以前と同様に一般におこなわれており、一七八三年の王令にもかかわらず、レヒドール職から手工業者・商人を排除するという商工業への差別が制度的に維持されていた。一方で、実際には隠蔽されたかたちで手工業者がレヒドール職に就任し都市寡頭支配層に参入していったというも紛れもない事実であつた。また、一七六六年のエスキラーチェ暴動を契機に、都市寡頭支配を崩すために住民選出の代議員と代理人という役職が市会内に設けられるが、選挙

のなかでおこなわれたという側面（＝実際的な限界性）から再検討されねばならない。

最後に啓蒙思想と自由主義の継続と断絶の問題に触れておきたい。「国家の強化」という面では啓蒙的改革と自由主義的改革は連続性をもつと云えるが、前者があくまで身分制社会の枠組みのなかでの改革であつたのにたいして、やがて一九世紀初めのカデイス議会で具現化されるブルジョア革命は、主権在民、三権分立



図2 「新定住地域」シエラ・モレーナの中心都市カロリーナ（啓蒙スペインの建設したモデル村落）

を誦い、国民の「法のまえの平等」を打ち出して身分的特権を廃止することにより、身分制社会の枠組みを打ち砕くことになる。

だが脆弱な自由主義国家は、国民統合の手段として、啓蒙改革期の同工教権主義の立場と同様にカトリックの国教化を堅持することになる。このことは、フランス革命や政教分離を果たしていく他の自由主義諸国家の動きとは大きく異なっており、一八世紀後半スペインの啓蒙思想の浸透が、ヨーロッパ諸国、とくにフランスのそれと比べてきわめて不十分であったことを浮き彫りにする。すなわち、ヘアアルの論文「スペインの人類的思想と啓蒙」での指摘にあるように、ホベリヤーノスに代表されるスペイン啓蒙思想に、カトリック批判から出発して、宗教の相対化や信教の自由へと至る思想的経路を見ることはほとんどできない。そして、これを継承したスペイン自由主義者もまた、近代思想の担い手として登場するには脆弱であったのである。

（立石博昭）

参考文献

- 立石博昭、「エスキラーチエ暴動」の解釈をめぐって、「人文科学」(東京都立大学)、五四、一九八二年。
- 同、「カンボマノスの工権援護論」「スペイン史研究」、一九八四年。
- 同、「啓蒙スペインの新定住地開拓甲斐」、『外国文学研究』(同社社大学)四二、一九八五年。
- 同、「アンシャン・レジーム期のマドリード市会」大内、ほか著『もうひとつのスペイン史——中近世の国家と社会』同朋社出版、一九九四年、所収。
- Memles Moya, Antonio, "El Estado de la Ilustración", in González G. (ed.), *Nación y Estado en la España liberal*, Madrid: Nogals, 1994.
- Rascher, Loist, "Menschheitsdenken und Aufklärung in Spanien", *Ständem Generale*, Vol. 14, 1961.